

【知的財産権部からのお知らせ】

1. 知財関連無料法律相談のご案内

JETRO 北京事務所では、中国における日系企業の知財活動を支援するため、ニセモノや特許権侵害問題、ノウハウ等の流出から現地での R&D 活動・技術ライセンス問題、中国における商標、専利（発明、実用新案、意匠）の個別事案、技術取引における法務／金融／契約等に関する無料相談サービスを実施しています。本サービスでは専門家からのアドバイスを日本語で受けることができます。

相談サービスにつきましては、以下の法律事務所・専利代理事務所の協力を得ています。

- ・北京市天達律師事務所
- ・北京集佳知識産権代理有限公司

相談をご希望の方は、必要事項を以下申込先まで E-Mail でお申し込みください。

<必要事項>

- ・相談者情報（勤務先、所属部署、氏名、電話番号、E-Mail）
- ・相談希望日時
- ・相談内容（相談の背景、現状問題となっている事項含め、可能な範囲で詳細にご記入ください）

※ご相談いただいた内容については、外部公表いたしません。

<申込先>

JETRO 北京事務所知的財産権部  
E-Mail : post@jetro-pkip.org

=====

【最新ニュース・クリッピング】

○ 法律・法規等

1. 国家知識産権局が「専利審査指南」を改正、意見募集稿を公表（中国政府網 2013 年 10 月 24 日）
2. 新しい「消費者權益保護法」が採択、施行から 20 年来の改正（工商総局公式サイト 2013 年 10 月 28 日）
3. 全人代常務委が 5 年間立法計画を公表、専利法、著作権法が含まれる（中国政府網 2013 年 10 月 30 日）
4. 独占禁止審査実施条例、年内に国務院に提出、独占禁止法改正も推進（中国知識産権資訊網 2013 年 11 月 4 日）

○ 中央政府の動き

1. 国家質検総局の模倣品取締「利剣」行動、10大典型的事例を公表(中国知識産権資訊網 2013年10月23日)
2. 発展改革委：生産能力過剰対策に知的財産権保護強化が必要(国家知識産権網 2013年10月23日)
3. 三中全会に提出する改革案「383プラン」発表、「知財権侵害の代価を高める」と言及(国家知識産権戦略網 2013年10月28日)
4. 科学技術部、科学技術レポート約1万部を公開へ、来年3月までに(科学技術部公式サイト 2013年10月31日)
5. 日中特許審査ハイウェイ、施行期間を2年間延長(国家知識産権網 2013年10月30日)
6. 習近平総書記、企業に研究開発の堅持を強調＝湖南省企業視察で(国家知識産権戦略網 2013年11月5日)
7. 国家知識産権局、国際知的財産権ルールの策定に積極的に参加(国家知識産権戦略網 2013年11月11日)
8. 中国の知財制度に対する先進諸国の要求が高まりつつある＝商務部(国家保護知識産権網 2013年11月11日)
9. 田力普局長が欧州を歴訪、EUとの協力計画・スペイン等とのPPH試行で合意(国家知識産権網 2013年11月4日)
10. 田力普SIP0局長、WIPO事務局長と会見、協力協定を締結(国家知識産権網 2013年11月13日)
11. フランシス・ガリWIPO事務局長が国家工商総局を訪問、張茅局長と会談(工商総局公式サイト 2013年11月13日)

#### ○ 地方政府の動き

1. 上海自由貿易試験区管理弁法が発表、知的財産権保護を強調(国家知識産権網 2013年10月28日)
2. 武漢市、特許保険普及に注力、保険金は最高25倍に(中国知識産権資訊網 2013年10月31日)
3. 北京市：中国初めての「知的財産権サービス連盟」が中関村で設立(国家知識産権網 2013年10月31日)
4. 上海自貿区がスタートから一ヶ月、企業の新設数は上昇傾向(工商総局公式サイト 2013年11月4日)
5. 上海浦東新区、文化クリエイティブ産業促進に財政支援策(国家知識産権戦略網 2013年11月1日)
6. 陝西省、科学技術成果と専利技術の譲渡、協力促進会を開催(国家知識産権網 2013年11月7日)
7. 広東省、知的財産権保護の立体ネットワークを構築(国家知識産権網 2013年11月6日)

#### ○ 司法関連の動き

1. 最高裁報道官：刑罰の度合いを強化し、知的財産権をめぐる犯罪を厳罰(中国法院網 2013年10月24日)
2. 上海自由貿易区に仲裁院が設立、知財の事件も対象(上海市政府網 2013年10月23日)

3. 最高人民法院、8つの知的財産権司法保護典型的事例を発表(国家知識産権網 2013年10月23日)
4. 訴訟前臨時禁令など裁定の支持率が85%超、過去3年(中国法院網 2013年10月28日)
5. 広東省高裁、米IDCに独占禁止法違反と判断、華為が勝訴(人民法院網 2013年10月30日)
6. 特許権侵害で訴えられたソニー中国、一審判決敗訴(中国法院網 2013年10月28日)
7. CODA、MPAAと中国ネット企業などが百度提訴へ、著作権侵害で3億元損賠請求(中国知識産権資訊網 2013年11月14日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

1. 江西省公安厅、重大な模倣品製造事件を摘発、総額7億元以上(新華網 2013年10月24日)
2. 大連知識産権局、医薬品と医療機器を対象にエンフォースメント実施(国家知識産権網 2013年10月30日)
3. 大阪名物の「りくろーおじさん」をパクリ?上海の「瑞可爺爺」には模倣疑惑(新華網 2013年10月28日)
4. 今年1~9月、ネット通販に係わる違法事件5000件余を摘発(新華網 2013年11月4日)
5. 北京市工商局、10万のウェブサイトを定期的に検査、12の違法サイトを閉鎖(工商総局公式サイト 2013年11月4日)
6. ネットで化粧品購入、偽物遭遇率は56.4%=偽造化粧品に関する中国初の白書(新華網 2013年11月7日)
7. 河南省、品種権侵害を取り締まる特別行動を来年4月末まで実施(中国政府網 2013年11月6日)
8. イタリア人、25.6%が模倣品購入経験=商工会議所連合会調査(商務部公式サイト 2013年11月6日)

○ 統計関連

1. 科学技術予算は年平均22.73%増、過去7年で2兆元超(新華網 2013年10月23日)
2. 広東省LED産業の専利出願が4万件超、今年上半期に(中国知識産権資訊網 2013年10月30日)
3. 1~10月、重慶市の新規登録商標が2万1170件、総登録件数11万件超(重慶市政府公式サイト 2013年11月4日)
4. 全国専利代理人試験、受験者数が去年より29.26%増(国家知識産権網 2013年11月13日)

○ その他知財関連

1. 米当局、レノボなど7社に「337調査」を開始、光ディスクドライブが対象(新華網 2013年10月23日)
2. 初の国家級モノのインターネット産業連盟、北京で設立(中国知識産権資訊網 2013年10月27日)
3. 全国専利代理人試験が来月2日から実施、受験者数が初めて2万人以上(中国知識産権

资讯网 2013年10月30日)

4. 国家知识产权局、PPH ユーザーセミナーを北京で開催(中国政府網 2013年10月25日)

---

●ニュース本文

○ 法律・法規等

★★★1. 国家知识产权局が「專利審査指南」を改正、意見募集稿を公表★★★

グラフィカルユーザーインターフェース (GUI) の設計を保護するために国家知识产权局が作成した「審理審査指南改正草案」の意見募集稿は国务院法制弁公室と国家知识产权局の公式サイトで公表された。2013年11月22日までに一般向け意見募集を行う。

意見募集稿に対する意見、アドバイスは以下の方法で国家知识产权局・条法司に提出することができる。

▽中国政府法制情報網 (www.chinalaw.gov.cn) にアクセスし、オンラインで提出。

▽電子メール tiaofasi@sipo.gov.cn

▽FAX 010-62083620

▽郵送 北京市海淀区西土城路6号 国家知识产权局条法二处 (郵便番号 100088)

(出典：中国政府網 2013年10月24日)

★★★2. 新しい「消費者權益保護法」が採択、施行から20年来の改正★★★

第12期全国人民代表大会常務委員会の第5回会議は10月25日午前、第3回全体会議を開き、「中華人民共和國消費者權益保護法」改正案について投票を行った。常務委員154人が出席し、賛成150票、反対2票、棄権1票で改正案が採択された。全人代常務委で消費者權益保護法を改正するのは同法が施行されて20年来初めて。

会議閉幕後に行われた記者会見に、国家工商行政管理総局の劉俊臣副局長、同総局消費者權益保護局の楊紅燦局長と全人代常務委の関係責任者が出席し、新しい「消費者權益保護法」について記者の質問に答えた。

(出典：工商総局公式サイト 2013年10月28日)

★★★3. 全人代常務委が5年間立法計画を公表、専利法、著作権法が含まれる★★★

第十二期全国人民代表大会常務委員会は10月30日、5年の任期内の立法計画を公表した。専利法や著作権法改正など68件が含まれる。

立法計画は3種類に分けられる。第一類は、条件が熟しており任期内に審議に提出する予定の法案で、専利法や著作権法、科学技術成果轉化法などの改正33件と新規作成14件が含まれる。第二類は作業を急ぐ必要があり、条件が熟した場合、審議に提出する不正競争防止法の改正、電子商取引法、映画産業促進法の作成など21件。第三類は研究、論証を進める必要な立法項目で、強制執行、文化産業促進、ネットワークセキュリティなどが含まれる。このうち、第一類の立法計画に含まれた商標法や消費者權益保護法など4件は、既に採択された。

立法計画の全文は中国政府網 ([http://www.gov.cn/jrzg/2013-10/30/content\\_2518276.htm](http://www.gov.cn/jrzg/2013-10/30/content_2518276.htm)) でダウンロードすることができる。

(出典：中国政府網 2013年10月30日)

**★★★4. 独占禁止審査実施条例、年内に国務院に提出、独占禁止法改正も推進★★★**

中国の「独占禁止法」は2007年8月30日に発布され、翌年8月1日に施行された。一方、同法への疑問の声が出てきた。今年3月に開催された全国人民代表大会第1回会議で、広東省国鼎法律事務所主任を務める朱列玉代表は、中国の独占禁止法の欠陥を指摘し、同法の改正を提案した。

法曹界の注目を集めている朱代表の提案に、国家商務部がこのほど、文書による回答を行った。商務部は文書の中で、事業者結合の定義、審査期限、審査要件などを明確に規定していないため、案件審査の効率が影響されたことや違法責任に関する規定の曖昧さなどを認め、同法の改正に関する提案に賛同する旨を表明した。

商務部はまた、独占禁止法の改正を積極的に推進することと、現在作成中の「事業者結合に関する独占禁止審査実施条例」を年内に国務院に提出することを明らかにした。

(出典：中国知識産権资讯网 2013年11月4日)

○ 中央政府の動き

**★★★1. 国家質検総局の模倣品取締「利剣」行動、10大典型的事例を公表★★★**

国家質量監督検験検疫総局（質検総局）は今年、知的財産権侵害と模倣品製造販売を摘発する活動を推進し、目覚ましい成果を上げている。このほど公表された「利剣」行動10大典型的事例で摘発された模倣品の総額は4076万元に上る。同総局の責任者が10月18日明らかにした。

同責任者によると、質検総局は「利剣」行動を通じて模倣品摘発の姿勢を強め、多数の重大事件の摘発に成功している。摘発された偽物は香水やハンドバッグ、自動車の鍵、電線・ケーブルなどが含まれ、1回の摘発額は2000万元に上るような重大事件もあったという。

国家質検総局はまた、子供用品に重点を置き、玩具やチャイルドシート、子供服、ベビーカーなどの模倣品の摘発に力を入れている。今年は現在までに3万4516人の法執行担当官を出動し、企業5570社を検査し、重大事件2件を含めた366事件を処理した。

(出典：中国知識産権资讯网 2013年10月23日)

**★★★2. 発展改革委：生産能力過剰対策に知的財産権保護強化が必要★★★**

国務院は10月16日、国家発展・改革委員会が作成した「生産能力過剰の矛盾解消に関する指導意見」を発布した。生産能力過剰が深刻な状況にある業界の対策の1つとして、知的財産権の保護と模倣品の摘発を強化し、市場秩序の規範化、良好な市場環境の構築に取り組むことを強調した。

国家発展改革委員会の責任者は、鉄鋼やセメント、平面ガラスなど生産能力の過剰問題が深刻な業界では対策の1つとして、知的財産権の保護を強化し、世界的影響力を持つ中国ブランドを立ち上げ、コア技術を把握して企業のイノベーション能力を向上させる必要があるとの認識を示し、さらに、公平な市場環境を築き上げ、市場メカニズムの整備や長期的体制の構築を図らなければならないと指摘した。

(出典：国家知識産権網 2013年10月23日)

**★★★3. 三中全会に提出する改革案「383プラン」発表、「知財権侵害の代価を高める」と言及★★★**

中国共産党第18期中央委員会の第3回全体会議（三中全会）が11月に招集される。中国政府のシンクタンクである国務院発展研究センターはこのほど、三中全会に提出する

「383 改革プラン」の内容を公開し、改革の詳細な「ロードマップ」を描き出した。それによると、8つの重点改革分野の一つは「イノベーション」であり、その中で「知的財産権侵害を実施する代価を高める」と明言した。

いわゆる「383」プランとは、「三位一体の改革思考、8つの重点改革分野、3つの関連改革の組み合わせ」による中国の次世代改革ロードマップを指す。報告は、「三位一体の改革」のカギは「政府と市場の関係を正しく処理すること」としている。このためには行政管理体制、独占業種、土地制度、金融システム、財税制、国有資産管理体制、イノベーションシステム、および対外開放の8つの重点分野の改革を推し進めなければならないと指摘した。公表された情報によると、知的財産権は8つの重点分野の「イノベーションシステム」に収められ、違法行為を実施するコストを高めることや、地域をまたがる知財権紛争事件が第三地裁判所により審理されるなどが提言された。

(出典：国家知識産権戦略網 2013年10月28日)

#### ★★★4. 科学技術部、科学技術レポート約1万部を公開へ、来年3月までに★★★

科学技術部は一般向けに公開する科学技術レポートのデータベースを構築している。来年3月の「两会」（全国人民代表大会と全国政治協商会議）開催前に約1万部を収録し、誰にも利用できるように公開することにしている。国家重点基礎研究発展計画（973計画）の関連活動計画についてこのほど開かれた会議でわかった。

科学技術部の計画によると、今年10月末に1000部をデータベースに収録して試行運用を開始する。12月末までにさらに3000部を入力する予定。国家の基礎的、戦略的科学技術資源で国家の科学技術力を体現する科学技術レポートの共有制度を確立することで、研究成果の共有や重複研究の回避、科学技術成果のPRなどに寄与することが狙い。

同部基礎研究司の責任者は会議で、973計画の各担当部門が確実に責任を果たし、重要な活動内容として科学技術レポートの作成に注力するよう求めた。

(出典：科学技術部公式サイト 2013年10月31日)

#### ★★★5. 日中特許審査ハイウェイ、施行期間を2年間延長★★★

国家知識産権局と日本国特許庁は特許審査分野における協力を深めるため、特許審査ハイウェイ（PPH）の施行期間を2年間延長することに合意し、日中特許審査ハイウェイを2015年10月31日まで実施することを決定した。また、PPH申請に関する要件、手続などはこれまで通りで変化はない。

国家知識産権局と日本国特許庁は2011年10月18日、第18回長官会合を北京で開き、同年11月1日から日中PPH試行プロジェクトを実施する旨の共同声明を発表した。

国家知識産権局は現在、日本国特許庁の他に、米国や韓国、ドイツ、ロシア、フィンランドなど12ヶ国とも特許審査ハイウェイを施行している。

(出典：国家知識産権網 2013年10月30日)

#### ★★★6. 習近平総書記、企業に研究開発の堅持を強調＝湖南省企業視察で★★★

中国の習近平総書記は4日、湖南省の長沙市を視察した。独自の技術を生かした事業を展開している国内の計器メーカー大手、威勝グループを訪れ、知能電器エネルギーメーター、電気自動車用急速充電装置などを見学。習近平総書記は、年間売上上の6%をR&Dに投入している威勝グループの研究開発への取り組みを賞賛し、「全国民に向けてイノベーションの精神を提唱し、革新力の向上を目指しながら、中国の特色を持つ自主開発を堅持し、国づくりに取り組む基盤をつくる」と強調した。

総書記は「企業の技術開発への支援を広げていきたい」と述べるとともに、国内企業が国際で知的財産権を取得し、競争力を高めることを後押しをする考えを示した。  
(出典：国家知識産権戦略網 2013年11月5日)

**★★★7. 国家知識産権局、国際知的財産権ルールの策定に積極的に参加★★★**

国家知識産権局国際合作司の呉凱司長は11月5日、国家知識産権局は国際的な知的財産権ルールの策定に積極的に参加する方針であることを明らかにした。

「国家知識産権局は政策の交流を強化し、中国側の要望を代弁して国際的な知的財産権ルールの策定に積極的に参与し、中国企業の海外進出を力強く後押しする方針だ」と、呉司長が2013国際工商知的財産権シンポジウムで基調演説を行う際に表明した。

呉司長はまた、各国の特許審査基準の統一の調整に取り組む米国と、欧州単一特許制度を導入した欧州連合(EU)の動きを挙げ、国際知的財産権制度の発展と変革は中国企業に多くのチャンスをもたらしているとの認識を示し、国内企業に向け知的財産権意識を強化し、企業の長期的発展を視野に入れて知的財産権事業に注力するよう呼び掛けた。

(出典：国家知識産権戦略網 2013年11月11日)

**★★★8. 中国の知財制度に対する先進諸国の要求が高まりつつある＝商務部★★★**

11月5日に開催された「2013国際工商知的財産権シンポジウム」に出席した商務部条法司知的財産権法律処の紀文華処長は、中国が直面する知的財産権の国際環境は依然に厳しく、商務部は知的財産権制度の整備、改善を一層推進し、海外における知的財産権保護とその支援を強化する方針だと明らかにした。

近年、米国はすでに北京や上海、広州など、中国の主要都市で知的財産権状況を観察するための機構を設置し、米国企業の利益の保護、発展途上国の知的財産権情報収集に取り組んでいる。先進諸国はまた、自ら作成した報告書を以て中国に圧力をかけるようにしている。米国が発表するスペシャル301条報告書の外、EU、米国税関は中国からの偽物が全体の6割以上を占める旨の統計を発表している。

紀処長によると、近年来、知的財産権はすでに中国と諸外国の交渉の中心的議題となっている。交渉の対象国には先進国だけでなく、メキシコや、ナイジェリアなどの新興発展途上国も含まれるようになった。

「知的財産権分野の争奪はますます激しくなり、米国、EU、日本による中国の知的財産権保護制度に対する要求は高まりつつある」と紀処長が語り、さらに、「制度の整備・改善を一層進めて政府の知的財産権活動の協調性を高め、海外における権利保護とその支援活動を共に促進し、対抗ではなく対話の国際協力環境を構築することが必要」と指摘した。

(出典：国家保護知識産権網 2013年11月11日)

**★★★9. 田力普局長が欧州を歴訪、EUとの協力計画・スペイン等とのPPH試行で合意★★★**

国家知識産権局の田力普局長が率いる代表団はこのほど、欧州特許庁(EPO)とスペイン特許商標庁(SPTO)、ポルトガル産業財産庁(INPI)を訪問した。

田局長はドイツでEPOのブノワ・パティステリ長官と会談し、共通特許分類(CPC)など双方協力の重点内容について意見を交わした。欧州特許条約締結40周年を記念する一連のイベントに出席した田局長は、中国の知的財産権の発展状況などに関して演説を行った。このほか、田局長は欧州共同体商標意匠庁(OHIM)のアントニオ・カンピーノス長官と会談を行い、双方協力に関する「2013-2015執行計画」を締結した。

田局長はこの後のスペインとポルトガル訪問で、SPTO の Patricia Garcia-Escudero Márquez 長官、INPI の Maria Leonor Trindade 長官と会談し、それぞれ「中国・スペイン特許審査ハイウェイ試行了解覚書」と「中国・ポルトガル特許審査ハイウェイ試行了解覚書」を締結した。

(出典：国家知識産権網 2013 年 11 月 4 日)

**★★★10. 田力普 SIPO 局長、WIPO 事務局長と会見、協力協定を締結★★★**

国家知識産権局 (SIPO) の田力普局長は 11 月 11 日、世界知的所有権機関 (WIPO) のフランス・ガリ事務局長と北京で会見した。李玉光・SIPO 副局長と王彬穎・WIPO 事務次長が会見に同席した。

田局長は会見で、ハイレベル相互訪問、要員研修、シンポジウム開催などの分野で実り多い成果を収めた双方の協力事業を評価し、引き続き全方位的で多分野に渡る友好協力を続けてほしいと表明した。ガリ事務局長は過去 1 年に中国が知的財産権分野で上げた実績を賞賛し、現在の協力関係に満足感を示したうえで、未来の協力の道を期待すると語った。

双方は会見後、「インフラサービスの発展で特許審査業務の共有を支援するための協力協定」を締結した。

(出典：国家知識産権網 2013 年 11 月 13 日)

**★★★11. フランス・ガリ WIPO 事務局長が国家工商総局を訪問、張茅局長と会談★★★**

国家工商行政管理総局の張茅局長は 11 月 8 日、同局を訪れた世界知的所有権機関 (WIPO) のフランス・ガリ事務局長ら一行と会見し、ガリ事務局長と会談を行った。

張局長は、中国の商標活動に対する WIPO の支援に謝意を示し、WIPO の中国事務所の早期運用開始を期待すると語った。また、マドリッド登録制度の中国における普及、活用に関する同総局の取り組み、実績を紹介し、商標データベース、人力資源、マドリッド体系普及などの分野で WIPO との協力を深めていきたいと表明した。

ガリ事務局長は商標分野で工商総局が収めた成果を評価したうえで、工商総局との協力を非常に重視しているとし、マドリッド登録出願の最多指定国である中国との協力を引き続き強化し、中国でのマドリッド制度の普及、発展をこれまで通り後押しして商標をめぐる知的財産権事業の発展をともに推し進めていきたいと話した。

(出典：工商総局公式サイト 2013 年 11 月 13 日)

**○ 地方政府の動き**

**★★★1. 上海自由貿易試験区管理弁法が発表、知的財産権保護を強調★★★**

上海市人民政府がこのほど開いた第 24 回常務会議で「中国 (上海) 自由貿易試験区管理弁法」が採択された。国務院の「中国 (上海) 自由貿易試験区総体方案」を踏まえて作成された同「弁法」は、自由貿易試験区を建設する活動の重要な内容として知的財産権の保護を強調した。

「管理弁法」第 31 条は、「投資・貿易が便利で、監視管理が高効率で、法制環境が規範化されている国際レベルの自由貿易試験区を建設するためには、知的財産権の保護を強化しなければならない」と明記。また、自由貿易試験区管理委員会が知的財産権の行政管理を担当する部門であると第 4 条に規定したほか、第 8 条には税関や工商、質監、公安等部門が試験区に出先機構を設置しそれぞれの知的財産権関連業務を展開する旨の内容が盛り込まれている。



このほか、「管理弁法」には、特許や商標、著作権、地理的表示などをめぐる管理部門の具体的業務、職責と知的財産権紛争に係わる調停、支援サービスなどの内容が取り込まれた。

(出典：国家知識産権網 2013 年 10 月 28 日)

#### ★★★2. 武漢市、特許保険普及に注力、保険金は最高 25 倍に★★★

武漢市は特許保険の普及に注力している。すでに「大漢口」、「金運レーザー」など企業 10 社が特許保険に加入した。権利が侵害された場合、企業は最高で保険料の 25 倍に当たる賠償金がもらえる。このほど同市が開いた「特許保険パイロット事業推進会」で分かった。

武漢市は第 1 陣のパイロット事業を実施する 10 数都市の 1 つとして、今年は「権利実行保険」を打ち出した。加入すれば、権利を保護するための調査費や公証費、弁護士費用などが保険会社から支給されるようになる。専利（特許、実用新案、意匠を含む）1 件の保険料 1200 元にあたる保険金額は 3 万元。最高では 2400 元の保険料を支払い、6 万元の保険金を請求することができる。

市知識産権局はパイロット事業実施中に、特許保険の加入企業に保険料の 7 割で最高 10 万元の補助金を提供することとしている。

(出典：中国知識産権资讯网 2013 年 10 月 31 日)

#### ★★★3. 北京市：中国初めての「知的財産権サービス連盟」が中関村で設立★★★

先日、中国のシリコンバレーと呼ばれる北京市中関村で、「知的財産権サービス連盟」が設立された。53 社の知的財産権サービス機構が「連盟」の第一陣メンバー会社と選定された。

連盟結成の目的は、知的財産権サービス業の川上、川中と川下の資源を統合することで、知的財産権のサービスが、知的財産の創造、運用、保護及び管理との間の全面的な融合を有効的に促進することにある。政府もこれを積極的に支持していく方針を示した。北京市知識産権局の関係者は、「中関村モデルパークが知的財産権と研究開発において、最も活気ある拠点になる」と期待を寄せている。

中関村知的財産権サービス連盟は代理、情報、法律、商用化、評価と研修などの 6 種類の知的財産権サービス分野に及び、3~5 年間をかけて多数の国際的レベルを備える知的財産権サービスブランドを育成する計画だ。

北京市は国内でイノベーションがもっとも活発であり、知的財産権サービス資源がもっとも豊富な地域である。全国の 3 分の 1 に当たる 250 社の代理機構と、全国の 40% 近い 2929 名の弁理士が北京に集中している。しかしそれでも、その知的財産権サービスの発展レベルは、「世界的に影響力のあるグローバルイノベーションセンター」といった中関村の位置づけとは釣り合わない指摘されている。

(出典：国家知識産権網 2013 年 10 月 31 日)

#### ★★★4. 上海自貿区がスタートから一ヶ月、企業の新設数は上昇傾向★★★

上海自由貿易区がスタートから一ヶ月目を迎えたが、関連業務は順調に進められている。国家工商行政管理総局が明らかにした。

上海市工商局が先月 28 日明らかにしたところによると、1 日~28 日まで上海自由貿易区で、208 社の新設企業が証明書を受けた。そのうち国内資本の企業が 188 社で、外資系企業が 20 社だ。新設企業数は前年同期の 44 社より 4 倍増加した。業界別で見れば、貿易

企業が122社、投資と資産管理企業が36社だ。現在の登録状況から見れば、企業の新設数は上昇の傾向にある。

統計によれば、先月29日までに自由貿易区では、外資系企業21社が「工商手続きの一括受理」システムで手続きを終え、新たに設立された。登録資本金は5億2500万ドル、1社あたり平均は2500万ドルで、昨年7倍に当たる。また手続きを終えて新たに設立された国内資本企業は213社、登録資本金は27億5千萬元、1社あたり平均は約1300萬元で、昨年の3.5倍だ。これらの新設企業には、世界企業上位500社に名を連ねる企業もあれば、国内の著名な中央企業（中央政府直属の国有企業）や民間企業もあり、同試験区に進出した企業の質が向上したことは明らかだ。

上海自由貿易区は、投資分野の開放拡大、イノベーション投資参入制度を積極的に実践し、優れたビジネス環境の創出に力を入れている。

（出典：工商総局公式サイト2013年11月4日）

#### ★★★5. 上海浦東新区、文化クリエイティブ産業促進に財政支援策★★★

より多くの重要プロジェクトと優秀な資源を上海浦東新区に誘致するのを狙い、浦東新区はこのほど、「文化クリエイティブ産業の発展を加速させるための財政支援弁法」を打ち出した。

浦東新区は昨年末時点の一定規模以上の文化産業企業が1086社に達した。このうち、国有企業が22%、民間企業が36%、外資系企業が42%となっている。昨年の付加価値総額は域内総生産（GRP）の10.3%を占める609億元。「弁法」はこうした背景を踏まえ、政策支援の深度、範囲を強調し、主要パークにおけるデジタル出版、文化貿易、アニメ・マンガなど重要プロジェクトの誘致を支援する旨の内容を盛り込んだ。

このほか、同「弁法」は著作権の保護、ブランド育成、融資担保、人材誘致などへの支援を強化し、公共サービスプラットフォームの整備、運行を奨励し、産業発展環境の改善に努めようとしている。

（出典：国家知識産権戦略網2013年11月1日）

#### ★★★6. 陝西省、科学技術成果と専利技術の譲渡、協力促進会を開催★★★

陝西省科学技術庁と陝西省商務庁が共催する「東西部科学技術成果と専利技術の譲渡協力促進大会」は11月6日、西安市で開催された。

「促進大会」は成果発布・プロモーション、商談協力、展覧展示、専門家講座、科技金融ドッキング、オンライン展示の6部分からなる。陝西省の科学技術成果をPRし、優位性産業、戦略的新興産業など分野における東部地区の投融資機構、企業との提携を促進することが狙い。

省科学技術資源協調センターの周吉峰・副主任によると、今回精選された400余件の技術成果は電子情報、装備製造、バイオ医薬、エネルギー、新材料、現代農業、環境保護など多岐にわたり、現場で展示されるのは160件だった。

（出典：国家知識産権網2013年11月7日）

#### ★★★7. 広東省、知的財産権保護の立体ネットワークを構築★★★

中国の改革開放の最前線に立つ広東省は、国家知的財産権戦略の実施においても国内各地方をリードしている。2007年11月、同省は「広東省知的財産権戦略綱要（2007-2020）」を発布した。2008年に「国家知的財産権戦略」が発布されたことを受け、広東省の知的財産権活動は重要な戦略的発展の時期に突入した。これまでの5年間で同省は各分野で実

績を上げており、知的財産権を保護する立体ネットワークを築き上げた。

広東省知識産権局の馬憲民副局長は、輸出志向型の広東省は5年来、効果的な行政・司法保護の実現に取り組み、保護レベルが全面的に向上しており、かつての知的財産権「重度被災地」から「モデルエリア」に生まれ変わったとの認識を示した。知的財産権保護意識の普及に伴い、広東省の知的財産権保護環境に対する認知度も向上している。今年8月に同省知識産権局は、日本貿易振興機構広州事務所から「2012 在華日系企業知的財産権保護貢献部門」の賞を贈られた。

行政司法保護の外、広東省の各業界もそれぞれ、業界の特徴を踏まえた保護活動に取り組んでいる。照明器具産業が発達している中山市古鎮ではライフサイクルが短い照明器具を対象とした快速権利保護センターを設立した。専利出願と権利保護を快速に対応する2つの部門が設けられた同センターは設立して以来、395件について立件し、裁判所移送19件と調停成立273件を含めた383件の処理を済ませた。順徳市では家電メーカーが電気圧力鍋の特許連盟を結成している。当面は企業10数社が加盟し、パテントプールを共有するとともに権利保護を統一的に行い、国際標準の改正にも積極的に参与しているという。

「国家知的財産権戦略綱要」が実施してからわずか5年間で、広東省が収めた数多くの実績は、真の経済発展モデル転換とイノベーション型国家を実現するためには同戦略を確実に進めなければならないことを物語っている。

(出典：国家知識産権網 2013年11月6日)

#### ○ 司法関連の動き

##### ★★★1. 最高裁報道官：刑罰の度合いを強化し、知的財産権をめぐる犯罪を厳罰★★★

最高人民法院（最高裁）は10月22日、北京で記者会見を開き、知的財産権をめぐる司法保護の典型的8事例を発表するとともに、知的財産権の司法保護を強化するための取組を説明した。

最高裁の孫軍工報道官は、各人民法院（裁判所）は知的財産権をめぐる犯罪を厳正に処罰する一連の措置を講じていると説明し、具体的には▽懲役刑などにより重点業界や重点分野における知的財産権犯罪の摘発を強化する、▽罰金刑の適用を重視し、罰金刑の執行を徹底する、▽再犯を防ぐのを目指し、違法所得や関連設備、権利侵害製品の没収、廃棄処分などを通じて再び犯罪を行う能力、条件を取り除く一の3つを挙げた。

孫報道官によると、各地方裁判所では昨年、知的財産権をめぐる刑事事件1万2794件を結審し、1万5518人に判決を言い渡した。いずれも過去5年来の最高数を記録した。(出典：中国法院網 2013年10月24日)

##### ★★★2. 上海自由貿易区に仲裁院が設立、知財の事件も対象★★★

上海市で発足した中国初の自由貿易試験区（FTZ）が、商事紛争解決に対応するため、仲裁機関を設立することになった。22日、中国（上海）自由貿易試験区仲裁院が「上海国際経済貿易仲裁委員（上海国際仲裁センター）」によって設立され、FTZ内の当事者に「ゼロ距離」でコンサルティング、立件、審理などの仲裁法律サービスを提供する。

上海国際経済貿易仲裁委員会の李志剛副主任の紹介によると、上海自貿区では全体として98種の項目において自由化・開放措置が取られ、仲裁院もそれに相応して、▽金融サービス、▽運輸・物流サービス、▽商業貿易サービス、▽専門サービス、▽文化サービス、▽社会サービスの6種類の仲裁事件に対応する。知的財産権紛争が発生した場合、文化サービス類に当たる。

現在、「上海国際経済貿易仲裁委員会」は625人の仲裁員からなり、そのうち外国籍と

香港・マカオ・台湾の仲裁員が三分の一を占め 199 人に達する。それぞれ 39 の国と地域のメンバーで、仲裁員の国際化程度は中国仲裁機構のトップである。2008 年から 2012 年まで、同委員会が受理した仲裁案件は 2541 件で、そのうち国外案件が 27%を占めた。現在、上海に進出している世界トップ 500 の企業は、基本的に上海国際経済貿易仲裁委員会を争議解決機構にしている。

(出典：上海市政府網 2013 年 10 月 23 日)

### ★★★3. 最高人民法院、8 つの知的財産権司法保護典型的事例を発表★★★

最高人民法院（最高裁）は 10 月 22 日、北京で記者会見を開き、8 つの知的財産権司法保護の典型的事例を発表した。

8 つの典型的な事件には商標権侵害や不正競争、特許権侵害などをめぐる民事事件 6 件と営業秘密侵害、登録商標詐称をめぐる刑事事件 2 件が含まれる。

最高人民法院の孫軍工報道官は記者会見で、「各裁判所は近年、知的財産権の保護強化を裁判業務の基盤として司法保護の度合いを絶えず強化し、知的財産権をめぐる裁判において司法救済の実効性向上、証拠関連規定の適切な適用、権利者の負担軽減、損害賠償の増加、刑罰の強化などに取り組んできた」と説明した。

(出典：国家知識産権網 2013 年 10 月 23 日)

### ★★★4. 訴訟前臨時禁令など裁定の支持率が 85%超、過去 3 年★★★

各地方の裁判所で過去 3 年に下した、訴訟前臨時禁令、訴訟前証拠保全、訴訟前財産保全に関する裁定は、申請を支持した支持率が 85%を上回ったことが、このほど最高人民法院（最高裁）が開いた記者会見で分かった。

最高人民法院が 10 月 22 日開いた記者会見で、知的財産権司法保護の度合いを強化するために裁判所が講じた 5 つの主要措置が説明された。司法救済の実効性の向上、権利者の拳証負担の軽減、権利者の損失の十分な補償、重大な権利侵害行為の制裁、知的財産権関連犯罪の厳罰が含まれる。

このうち、司法救済の実効性の向上に向けて、各裁判所は近年、保全措置の適用を重視し、権利者の利益をタイムリーに保護するとともに、財産保全と証拠保全の度合いを強化するよう取り組んでいる。過去 3 年に知的財産権をめぐる各地方裁判所が下した訴訟前臨時禁令、訴訟前証拠保全、訴訟前財産保全の裁定の支持率は何れも 85%を超えている。

最高人民法院の孫軍工報道官は記者会見で、知的財産権司法保護の方針を堅持し、保護措置の有効性と対象性を一層強化して、良好な法治環境の構築に努めていくと表明した。

(出典：中国法院網 2013 年 10 月 28 日)

### ★★★5. 広東省高裁、米 IDC に独占禁止法違反と判断、華為が勝訴★★★

広東省高級人民法院で 10 月 28 日、米国インターデジタル（IDC）を相手取り独占禁止法違反として華為（ファーウェイ）が提起した訴訟について、インターデジタル社の市場支配的地位の濫用と独占禁止法違反を認める判決が下された。世界の知的財産権分野の最前線の法律問題に関する同判決は、中国と国際的知的財産権司法保護に重要な影響を与えるものとみられる。

インターデジタルは 2011 年 7 月 26 日、米国国際貿易委員会（ITC）に自社の 7 件の特許が侵害されたとして、フィンランドのノキア、中国のファーウェイ、ZTE の 3 社及びその関連会社を提訴した。特許権のライセンス供与について同社と交渉中の華為はこれに反撃し、同年 12 月 6 日に深セン市中級人民法院にインターデジタル社の独占禁止行為を求め

る訴訟を起こした。

広東省高裁が28日下した判決で、インターデジタル社の市場支配的地位の濫用と独占禁止法違反を認め、華為に2000万人民币を賠償するよう同社に命じた。

(出典：人民法院網 2013年10月30日)

#### ★★★6. 特許権侵害で訴えられたソニー中国、一審判決敗訴★★★

ソニー中国が特許権侵害で訴えられた訴訟について、北京市第二中級人民法院（地方裁判所）で先日、ソニー中国に権利侵害を直ちに停止するよう命じる一審判決が下された。

この訴訟は「MP-3プレーヤー」と称される特許の権利者が、ソニーの製造、販売するヘッドセットMP-3プレーヤーが自分の特許権を侵害したとし提起したもの。一方、ソニーは、同製品を製造したことがなく、販売しただけで、且つ原告の特許の技術的範囲に属しないと、原告の請求を却下するよう求めた。

裁判では、ソニーの侵害被疑物件が特許権の権利範囲に属するか否かが焦点となった。北京市第二中級人民法院が審理した結果、均等論を適用し、ソニーの特許権侵害を認める判決を下した。

(出典：中国法院網 2013年10月28日)

#### ★★★7. CODA、MPAA と中国ネット企業などが百度提訴へ、著作権侵害で3億元損賠請求★★★

テンセントや搜狐（sohu.com）などの中国大手インターネット企業や、海外の著作権団体などから成るグループは13日、著作権が侵害されたとして、中国ネット検索大手の百度（baidu.com）などを著作権侵害で提訴し、3億元の損害賠償を求めると発表した。

提訴したグループには上記の2社のほか、中国動画サイト大手の優酷土豆、楽视网や、米映画業界団体のアメリカ映画協会（MPAA）、日本コンテンツ海外流通促進機構（CODA）なども含まれている。グループは声明の中で、百度の動画検索サービスにおいて、自動化されたプロセスを利用して、海賊版サイトなどから自動的にコンテンツが入手されていると指摘している。

百度はたちまち「われわれは動画の著作権を重視している」と反論し、動画や音楽の検索サービスにおいて、直近半年間で著作権違反に該当するコンテンツなどへのリンク計580万本を削除したという。

百度はまた、2012年から▽著作権違反の動画を自動検出するシステムの運用、▽クレーン窓口の設置、▽正規版動画へのユーザー誘導、▽検索エンジンから悪質な動画サイトへのリンクを削除—という4つの措置を実施していることを強調した。

(出典：中国知識産権資訊網 2013年11月14日)

#### ○ ニセモノ、権利侵害問題

##### ★★★1. 江西省公安厅、重大な模倣品製造事件を摘発、総額7億元以上★★★

江西省公安厅は22日、同庁の経済偵査総隊が総額7億4400万元に上る模倣品製造事件を摘発したと発表した。

この事件は今年6月6日に公安機関が摘発したもので、容疑者8人を逮捕し、現場で1億2000万元相当の偽の「LV」製品と生産設備を押収した。

調査によると、容疑者は昨年1月から江西省の寧都県で工場を借り労働者を雇用して「LV」やエルメスなどのハンドバッグ、ベルトを大量に生産し、江西や上海、江蘇、浙江、福建、黒龍江、広東などに出荷した。犯罪網全体の権利侵害総額は7億4400万元に達す

るという。

(出典：新華網 2013 年 10 月 24 日)

### ★★★2. 大連知識産権局、医薬品と医療機器を対象にエンフォースメント実施★★★

遼寧省知識産権局の専利法執行特別行動「利剣護航」に合わせ、大連市知識産権局はこのほど市食品薬品監督局、中山区知識産権局、中山区食品薬品監督局と共同で、医薬品と医療機器を対象としたエンフォースメントを実施した。

4 部門は企業自ら検査と法執行担当官による現場検査の方法で、大連市中山区のあらゆる医薬店を対象に全面的な検査を実施した。特許標識がある医療機器、医薬品など 980 点余を検査した結果、3 社の 20 数点の商品に「不当使用」と「法律状態が不明確」の問題が存在することを確認した。

問題商品が発見された医薬店に整顿、是正を命じたとともに、法執行担当官は特許の虚偽宣伝、失効、標識の不当使用など知識の普及啓発も行った。

(出典：国家知識産権網 2013 年 10 月 30 日)

### ★★★3. 大阪名物の「りくろーおじさん」をパクリ？上海の「瑞可爺爺」には模倣疑惑★★★

上海や福建省で大変人気のあるチーズケーキ店「瑞可爺爺 RIKURO」は、実は日本の大阪名物「りくろーおじさん」のパクリであることが先日中国のメディアで報道され、たちまちネットで話題になった。

問題視されているのは中国で展開中の「瑞可爺爺 RIKURO」だ。日本語に訳すなら「りくろーおじいさんの店」である。店名から見れば、大阪の店とは「おじいさん」と「おじさん」の区別のみ。さらに店で提供しているものはいずれもキャラクターの焼印入りの焼きチーズケーキ、そのキャラクターも店のロゴも酷似している。

「瑞可爺爺 RIKURO」は開業当初から大人気で、現在上海市や江蘇省南京市、福建省福州市などで 17 店舗が営業中らしい。店を展開する上海瑞酷路投資管理有限公司の担当者は模倣疑惑に対して、「ロゴや店の特徴などは日本のブランドに似ているが、やや違う。日本との関係は宣伝の中で触れておらず、焼きたてチーズケーキは日本企業のオリジナルではない」と反論した。商標権侵害の疑いについては「市工商局から調査を受けているので具体的なことは話せない」としている。

現在、上海工商行政管理局浦東新区分局は、この模倣疑惑について調査を進めているらしい。

(出典：新華網 2013 年 10 月 28 日)

### ★★★4. 今年 1～9 月、ネット通販に係わる違法事件 5000 件余を摘発★★★

全国の工商行政管理部門は今年 1～9 月、ネット通販サイトに対しオンラインで 387 万回の検査を実施し、ネット通販に係わる違法事件 5291 件を摘発した。没収・過料総額は 7736 万元だった。このほど成都市で開催された第 2 回工商行政管理革新発展ハイレベルフォーラムでわかった。

「ネットワーク市場監視管理と発展」をテーマに討議が交わされた同フォーラムで、国家工商行政管理総局・市場規範管理司の劉紅亮司長が、ネットワーク市場の監視管理に係わる法整備、法執行、情報化整備、信用システム整備など分野の成果を説明した。

国家工商行政管理総局のネットワーク監視管理システムは現在、19 の省級監視管理システムと相互接続を実現した。すでに 15 省、直轄市の 63 万のネット経営者のデータが総局のシステムにまとめられたという。国家工商総局ではまた、ネットワーク信用システム

の構築も進めている。劉司長によると、同総局は一部都市でのパイロット作業を踏まえて2年以内に同システムを整備して全国に普及させるとともに、監視管理を強化してネットワーク市場の健全な発展を促すこととしている。

(出典：新華網 2013年11月4日)

**★★★5. 北京市工商局、10万のウェブサイトを定期的に検査、12の違法サイトを閉鎖★★★**

北京市工商局は10月31日、虚偽宣伝を行った5つのサイトを公表するとともに、他人のウェブサイトを模倣した12のパクリサイトを閉鎖させたことを明らかにした。虚偽宣伝サイトにはオンライン通販大手のアマゾンも含まれた。

市工商局は現在、約10万の通販ウェブサイトを対象に定期的に検査を実施し、オンライン取引の不正競争、虚偽宣伝、詐欺、模倣品販売などの違法行為を取り締まる特別行動を実施している。10月28日までに既に1万2000回の検査を実施し、112件について立件調査し、このうちの16件を処理した。

第2世代「北京ビジネス・ウェブサイト垂直検索エンジン」を利用して、北京市工商局は北京の通販ウェブサイトを対象にリアルタイムの監視を行っている。今回の発表によると、虚偽宣伝事件5件の外に、市工商局は違法に開設された50数社のウェブサイトも見出し、12のパクリサイトについて関連部門に連絡し、ウェブサイトの閉鎖を要請した。

(出典：工商総局公式サイト 2013年11月4日)

**★★★6. ネットで化粧品購入、偽物遭遇率は56.4%＝偽造化粧品に関する中国初の白書★★★**

中国化粧品真正品偽造防止コード連盟は6日、偽造化粧品に関する初の白書を公表し、56.4%のユーザーがネットで化粧品を購入する際に、偽造品に遭遇する経験があったと、明らかにした。

白書のデータによると、2012年末中国ではネットショッピングの利用者は2億2400万人に達した。利用者数の増加につれ、化粧品メーカーも電子ビジネスとの協力をどんどん拡大している。一方、巨大なビジネスチャンスがあるため、化粧品電子ビジネスでは、偽造品、価格詐欺、信頼性などの問題が起きている。

(出典：新華網 2013年11月7日)

**★★★7. 河南省、品種権侵害を取り締まる特別行動を来年4月末まで実施★★★**

河南省は二セ種子の摘発を強化し、農業生産を保障するために、現在から来年4月までに品種権利侵害を取り締まる特別行動を実施する。省農業庁が明らかにした。

冬季の種子企業監視検査と春期の種子市場検査の2段階にわけて行われる。11月1日から各級の農業管理当局が育種企業を対象とする監視・検査活動を展開し、来年2月から公安、工商などと提携して市場で販売される種子について全面的な検査を実施する。

不合格な種子の生産企業には期限内の是正を命じ、または生産免許を取り消す。同省はこのほか、主要農作物の種子の生産基地に対する監視、管理を強化し、他人の権利を侵害した企業を処罰するなど、権利保護を強化することとしている。

(出典：中国政府網 2013年11月6日)

**★★★8. イタリア人、25.6%が模倣品購入経験＝商工会議所連合会調査★★★**

イタリア商工会議所連合会がこのほど行ったアンケート調査で、今年に模倣品を購入し

たことがあるイタリア人は 25.6%に達し、かつこの数字が増加傾向にあることが分かった。イタリアの全国紙、ラ・レプブリカが 11 月 4 日報道した。

同連合会がまとめた報告書によると、偽の鞆、バッグの外に、インターネットにおける劇場や映画、コンサートのチケットの違法購入という課題が新たに浮上した。また、今年にイタリア人の消費者が購入した模倣品の内訳は、アパレルが 41.2%、食品が 28.1%、革具が 26.9%となっていることが明らかになった。

模倣品購入が増加傾向にあることについて、可処分所得の減少に伴う消費者力の低下が原因の 1 つだと同報告書が分析している。

(出典：商務部公式サイト 2013 年 11 月 6 日)

## ○ 統計関連

### ★★★1. 科学技術予算は年平均 22.73%増、過去 7 年で 2 兆元超★★★

全国人民代表大会常務委員会で 22 日、国の科学技術予算の分配・使用の状況に関して国務院が行った報告で、全国の科学技術予算は年平均 22.73%の増加率で 2006 年の 1688.5 億元から 2012 年の 5600.1 億元に増加し、過去 7 年で 2.42 兆元に達したことが分かった。

このうち、中央の科学技術予算は年平均 18.26%増え、歳出総額の 11.99%を占める 1.21 兆元。全国と中央の科学技術予算の増加率はいずれも同期の収入の増加率を上回っている。

財政資金の牽引で昨年の社会全体の研究開発費は 1 兆元を超え、2006 年の約 3.4 倍になり、対 GDP (国内総生産) 比が 1.98%だった。中国のイノベーション能力も 2006 年の世界 48 位から 2012 年の 26 位に浮上した。

第 12 期全人代第 1 回会議で採択された予算案によると、今年の中央科学技術予算は昨年より 10.4%増の 2529.91 億元である。

(出典：新華網 2013 年 10 月 23 日)

### ★★★2. 広東省 LED 産業の専利出願が 4 万件超、今年上半期に★★★

広東省の LED 産業の研究開発水準が安定的に向上している。同省は今年上半期の LED 分野の専利 (特許、実用新案、意匠を含む) 出願が 4 万件を超え、全国総件数の 4 分の 1 を占めた。

統計によると、広東省の今年 1~6 月の LED 専利出願は全国の 26.29%に当たる 4 万 3787 件に達した。このうち、特許出願が同 22.12%の 9684 件だった。

また、今年上半期、広東省の LED 産業の生産総額が 1251 億 6800 万元に達し、前年同期比 27.73%増えた。特に従来の優位分野である照明器具が 55.96%、バックライト光源が 46.63%、パッケージが 37.14%と大幅に増加し、業界全体の安定的な成長を牽引した。

(出典：中国知識産権资讯网 2013 年 10 月 30 日)

### ★★★3. 1~10 月、重慶市の新規登録商標が 2 万 1170 件、総登録件数 11 万件超★★★

重慶市は今年 1~10 月、新規登録商標が 2 万 1170 件に達し、去年同期より 18.4%増えた。有効登録商標が 11 万件の大台を突破し、11 万 3233 件となり、2012 年末比 21.7%増加した。

1~10 月、重慶市の商標登録に以下の 4 つの特徴がみられた。

▽農産品登録商標が大幅に増加し、去年同期比 14.8%増の 3483 件が新規登録され、総登録件数が 1 万 7906 件に達した。

▽商品商標が主要地位を維持し、新規登録商標の中に 62%、1 万 3118 件、総登録件数



の中に 67.1%、7 万 5980 件が商品商標だった。

▽現代サービス業商標が明らかに増加し、前年同期比 18.2%増の 8052 件が新規登録された。

▽都市中心地域と主要地域の登録件数が多く、全体の 62.2%を占める 7 万 506 件、新規登録件数の 56.9%を占める 1 万 2042 件だった。

(出典：重慶市政府公式サイト 2013 年 11 月 4 日)

#### ★★★4. 全国専利代理人試験、受験者数が去年より 29.26%増★★★

2013 年の全国専利代理人(弁理士)試験の受験者数が 2 万 1689 人に達し、去年より 29.26%増加し、史上最高を更新した。

今年の専利代理人試験は全国各地にある 20 の試験会場で 11 月 2、3 日の両日で行われた。受験者のうち、専利関連法律知識の科目を受験する者は 1 万 1426 人、関連法律知識の科目を受験する者は 1 万 1292 人、専利代理実務の科目を受験する者は 1 万 2738 人で、何れも過去最高を記録した。

専利代理人考査委員会は試験後、試験問題と参考答案を一般向け公表した。参考答案についてパブコメを募集したうえで最終答案を確定することとしている。

(出典：国家知識産権網 2013 年 11 月 13 日)

#### ○ その他知財関連

#### ★★★1. 米当局、レノボなど 7 社に「337 調査」を開始、光ディスクドライブが対象★★★

ITC・米国際貿易委員会は 21 日、中国の「レノボ」と「聯発科技(メディアテック)」、韓国の「LG」と「サムスン」、日本の「任天堂」、「パナソニック」、「東芝」など 7 社が製造する光ディスクドライブを対象に、337 調査を発動し、これらの製品が米会社の特許権を侵害したかどうかを判断すると発表した。

ITC の同日の声明によると、デスクトップ・ノート PC やブルーレイ・DVD レコーダー、CD プレーヤー、ゲーム機などの光ディスク読み取り装置を含む製品が対象となる。

米同業のオプティカルデバイスが今年 9 月 3 日、米市場で出回っている外国製光デバイスが同社の特許を侵害しているとして、ITC に提訴したことが背景にあるとみられている。

今年に入り米国は中国製品に対して繰り返し「337 調査」を発動し、華為技術(ファーウェイ・テクノロジーズ)、中興通迅(ZTE)、三一重工などの中国企業が権利侵害を指摘された。中国商務部は「米政府が保護貿易主義に反対するとの約束を守り、自由で開かれた、公正な国際貿易環境を共同で守り、より理性的方法で貿易摩擦を適切に処理するよう希望する」と繰り返し表明している。

(出典：新華網 2013 年 10 月 23 日)

#### ★★★2. 初の国家級モノのインターネット産業連盟、北京で設立★★★

中国初の国家級のモノのインターネット産業連盟である「モノのインターネット産業技術イノベーション戦略連盟」は 10 月 24 日、北京で設立された。

モノのインターネットは次世代電子情報技術を高度集約・総合運用する、電子情報産業の将来的な競争の重要分野、産業アップグレードの中核的な原動力だ。連盟は 2015 年を目途に、国のモノのインターネットに関する重大パイロットプロジェクトを実施し、モノのインターネットの応用・普及を進め、整備されたビジネスモデルのデータバンクを構築

することを指す。

また、同連盟の責任者によると、連盟は自主的知的財産権を有するモノのインターネットの通用体制の確立を急ぎ、各種類のモノのインターネットの運用をサポートする環境を整備することで、オブジェクトの記述、標識、輸送、交換の統一化を実現し、異なるモノのインターネットシステムが相互接続できるよう取り組むこととしている。

(出典：中国知識産権资讯网 2013年10月27日)

**★★★3. 全国専利代理人試験が来月2日から実施、受験者数が初めて2万人以上★★★**

2013年度の全国専利代理人(弁理士)試験は11月2、3の両日に全国の20都市で実施される。今年の実験者数は2万人を超え、過去最高を記録する見通し。

国家知識産権局条法司の責任者によると、今年の実験者数は2万1689人で、去年より29.26%増えた。このうち、今年初めて志願した人数は1万2265人、全体の56.55%を占める。大学院生の志願者数は1949人で、去年より大幅に増加した。全国各省、自治区、直轄市の外に、香港とマカオの2つの特別行政区、台湾地区からの志願者もいる。

国家知識産権局が全国代理人試験を実施するのは今年が15回目。また、2009年に代理人試験制度改革案が公表されて以来の5回目の実施ともなる。

(出典：中国知識産権资讯网 2013年10月30日)

**★★★4. 国家知識産権局、PPHユーザーセミナーを北京で開催★★★**

中国国家知識産権局(SIPO)が主催する特許審査ハイウェイ(PPH)ユーザーセミナーは10月23日、北京市にある中国知的財産権研修センターで行われた。知的財産権代理機構70社からの代表と日本、米国など各国特許庁からの専門家が出席した。

会議で中国国家知識産権局(SIPO)と日本国特許庁(JPO)、米国特許商標庁(USPTO)、韓国特許庁(KIPO)の専門家とPPH国内出願人の代表が、会議に出席した企業と代理機構に各国のPPH業務の実施状況とPPHのメリットを紹介した。国家知識産権局の楊鉄軍副局長が会議に出席し演説を行った。

国家知識産権局は現在、日本、米国、韓国、ロシアなど12国の特許庁とPPHプロジェクトに関する協力事業を展開している。

(出典：中国政府網 2013年10月25日)

---

中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京事務所知的財産権部

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公楼 7003 郵編 100022

TEL : +86-10-6528-2781, FAX : +86-10-6528-2782

E-mail : post@jetro-pkip.org

発行 : JETRO 北京事務所知的財産権部

---

※本メールマガジンの新規配信・配信停止につきましては、お手数ですが以下にアクセスして、ご自身でご登録頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

新規配信・配信停止 <http://www.jetro.go.jp/mail/>

=====  
Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved